

平成29年度艦艇の技術維持活動の契約希望業者募集要項

(代表公募実施権者)

分任支出負担行為担当官

海上自衛隊補給本部管理部長

(連名公募実施権者)

横須賀、呉、佐世保、舞鶴、大湊地方総監部経理部長

平成29年度艦艇の技術維持活動の契約について公募を実施するので、参加希望者は、下記に基づき資料等を提出してください。

記

1 調達品目等

平成29年度 艦艇の技術維持活動
細部については別表のとおり。

2 公募に応募できる者の資格

応募できる者は、次に掲げる事項の全てに該当する者とする。

(1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。)第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 分任支出負担行為担当官又は防衛省としての指名停止等の処置を受けている期間中の者でないこと。

(4) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者

(5) 平成28年度、29年度、30年度競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」の競争参加資格を有している者又は経営の規模及び経営の状況がそれと同等である者

(6) 別表に示す装備品等の役務区分等に応じ、次に掲げる必要な条件を満たして

いるか、又は契約締結時までに満たすことができる者

ア 「技術管理」及び「技術支援（その１）」（整備等に関する各種情報の作成等）に必要な条件

艦船造修及び艦船整備計画分析要領等に精通し、次の事項を実施できる体制を有すること。

- (ア) 信頼性データの分析
- (イ) 分析結果に基づく対策案の検討
- (ウ) 対策の実施に係る資料等の作成
- (エ) 整備等に関する情報の作成

イ 「技術支援（その２）」（乗員整備への技術支援等）に必要な条件

(ア) 当該装備品等の検査・修理・乗員整備への技術支援についての実績又は能力を有し、不具合発生時、迅速、かつ、継続的に対応可能であること。

(イ) 次の設備が必要な場合、これらの設備又は同等の設備を有すること。

- a 装備品等の関係工場
- b 装備品等の整備に使用する専用治工具

(ウ) 次の要件に合致する技術者を所要数従事させる体制を有すること。

- a 管理部門
安全、工程管理、技術情報の管理
- b 整備部門
装備品等の設計及び運用について、十分理解した上での実施能力を有すること。

ウ 共通して必要な条件

技術情報の管理体制（個人に対する情報保全教育体制、設備の管理体制、成果物（本事業により作成された技術資料等）の管理体制等）を確保できること。

(7) 本事業の一部を下請負業者に委託させる場合は、業務に応じて前号の条件を満たす者であること。

3 参加表明

応募する者は、別紙様式に示す「参加表明書」及び第1号又は第2号に掲げる資料並びに次項に掲げる設備及び体制等を証明する資料（以下「技術資料」という。）を提出しなければならない。ただし、前年度に同一の資料を提出した者で、本年度においても変更がない場合は、その旨の書面を提出することで資料の提出を省略することができる。

(1) 資格審査結果通知書（写し）

- (2) 第2項第5号の競争参加資格を有していないものは、会社の財政状況・経営成績を証する書類（直近の決算期における有価証券報告書、監査報告書並びに会計監査人設置会社にあつては、会計監査報告書及び内部統制システム整備状況の概要）

4 技術資料の提出

次に示す項目について、提出するものとする。

ただし、前年度以降に同一の資料を提出したもので、本年度の資料に変更がない又は部分的な変更のみである場合は、変更がない旨の書面又は変更となった部分を明記した書面及び変更部分に係る技術資料を提出することでア、イに示す資料の提出を省略することができる。また、他の公募実施権者が実施した同種の公募手続における技術審査に合格している場合は、当該合格通知の写し及び合格時の技術資料と変更がない旨の書面をもって代えることができる。

ア 「技術管理」及び「技術支援（その1）」に応募する場合

第2項第6号ア、ウに規定する体制を証明する資料（組織図、技術情報の管理体制に関する証明書等）

イ 「技術支援（その2）」に応募する場合

第2項第6号イ、ウに規定する体制を証明する資料（別紙に示す技術資料作成要領による。）

ウ いずれも場合も、下請業者に業務を一部委託する場合は、下請（予定）企業一覧表（委託する業務により、ア又はイに規定する資料を添付すること。）

5 参加表明書及び技術資料の提出先等

(1) 提出先

海上自衛隊補給本部管理部契約課審査係

〒114-8565

東京都北区十条台一丁目5-70

03-3908-5121（内線5665、5666）

(2) 提出期間

平成29年4月25日（火）～平成29年5月31日（水）

なお、上記の期間にかかわらず、新たに体制、設備が整った場合は応募することができる。

ただし、希望する調達品目の調達に間に合わないことがある。

(3) 提出方法

直接持参又は郵送とし、直接持参する場合は、土、日及び祝日を除く毎日、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、正午から午後1時ま

での時間を除く。

(4) 提出部数

参加表明書、技術資料共各2部（第3項に定める会社の財政状況・経営成績を証する書類は1部）

6 技術資料の審査等

技術資料の提出者は、海上自衛隊補給本部の担当者から提出資料について説明を求められた場合には、協力しなければならない。また、追加資料等の提出を求められた場合には、正当な理由がある場合を除き、必要な資料等を提出しなければならない。

7 審査結果の通知等

公募実施権者は、資格審査結果及び技術審査結果を応募者に対し通知する。

8 疑義の申立

(1) 審査結果に疑義のある者は、契約担当官等に対して、当該疑義の内容について、審査結果の通知を受理した日の翌日から起算して5日（土、日及び祝日を除く。）以内に書面をもって申し立てることができる。

ア 窓 口

第5項第1号に同じ。

イ 時 間

直接持参する場合は土、日及び祝日を除く毎日、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、正午から午後1時までの時間を除く。

(2) 公募実施権者は、疑義について説明を求められた場合は、疑義の申立の書面を受理した日の翌日から起算して5日（土、日及び祝日を除く。）以内に、説明を求めた者に対して書面により回答する。

(3) 疑義の再申立については、書面による回答を受理した日から3日（土、日及び祝日を除く。）以内に書面をもって申し立てることができ、公募実施権者は、疑義の再申立の書面を受理した日の翌日から3日（土、日及び祝日を除く。）以内に、説明を求めた者に対して書面により回答する。

9 応募に当たっての留意事項

(1) 応募者は、応募に当たり次の各号について同意した上で応募するものとする。

ア 提出資料に虚偽の記載をした者の応募は無効とする。

イ 正当な理由がなく資料を提出しなかった者、業態調査に協力しなかった又は妨害した者の応募は無効とする。

ウ 審査後、資料に虚偽の記載が判明した場合、他の調達要求に係る公募又は

入札等を停止することができる。

エ 資料等の作成、提出及び説明会への参加並びに業態調査への協力に要する費用は、応募者の負担とする。

オ 提出資料は、原則として返却しないものとする。

カ 提出書類は、他の目的に使用しない。

キ 提出資料に、受注の可否に影響のある変更が生じた場合は、速やかに報告すること。

ク 当該調達品目については、公示時点で調達を予定しているものであり、今後必ず調達があることを保証するものではない。

(2) 資料等の提出に当たっては、製本等、過剰な編てつは不要とする。

(3) 調達品目の仕様に関する問合せを、補給本部管理部契約課審査係に行うことができる。

添付書類：1 別紙「技術資料作成要領」

添付書類：2 別紙様式「参加表明書（記入例）」

添付書類：3 別表

技術資料作成要領

次に示す事項について、該当する項目順に従い、提出すべき技術資料を作成するものとする。

- 1 応募する装備品等及び所属する警備区域
- 2 過去5年間における最新の、装備品等の検査・修理実績等
(実績がない場合は省略可)
- 3 設備等
 - (1) 設 備
 - ア 工 場
設備規模、付帯設備及び機能に関すること。
 - イ 専用器材等
専用治工具類の保有状況に関すること。
 - (2) 乗員整備への技術支援体制等（安全管理体制、工程管理体制、技術情報の管理体制を含む。）
 - ア 乗員整備への技術支援体制
職制機能図、社内・社外（協力企業）協業体制及び官側との連絡体制に関すること。
 - イ 人員構成（経験年数を含む。）
整備（管理、計画、整備）、安全管理、工程管理、技術情報の管理に関すること。
 - ウ 技術レベル
統括者、技術統括者、システム技術者、専門技術者等の技術レベルに関すること。
 - エ 技術援助協定等
整備に関する技術援助協定等に関すること。
 - オ 要員養成等
 - (3) 技術資料の蓄積等
 - ア 応募装備品等に係る整備実績等技術資料の蓄積要領
 - イ 技術資料の管理要領

4 根拠法規等

法的資格、法令に基づく認可に関すること。

5 一部業務委託

(1) 下請（予定）企業一覧に関すること。

(2) 下請（予定）企業の設備及び体制等に関すること。

別紙様式

〇〇. 〇〇. 〇〇

(記入例)

海上自衛隊補給本部管理部長 殿

〇〇〇〇〇〇(株)

代表取締役社長 〇〇 〇〇

参 加 表 明 書

平成29年度艦艇の技術維持活動（補本公示第40号（29. 4. 8））について、下記のとおり応募します。

記

区分	装備品等 (機器名、型式)	役務 区分	警備区域 (技術支援（その2）のみ)
別表のとおり			

添付書類：1 資格審査結果通知書

添付書類：2 技術資料一式

平成29年度 艦艇の技術維持活動

区分	装備品等		募集する役務区分等					
	機器名	型 式	「技術管理」及び 「技術支援（その1）」	「技術支援（その2）」				
				所属する警備区域（定係港）				
				横須賀	呉	佐世保	舞鶴	大湊
艦 船 の 部	あさぎり型 フィンスタビライザ装置		○	○	○	○	○	
	むらさめ型 フィンスタビライザ装置		○	○	○		○	
	たかなみ型 フィンスタビライザ装置		○	○			○	
	あさぎり型 揚錨機（電動油圧式）		○	○	○	○	○	
	むらさめ型揚錨機		○	○	○		○	
	たかなみ型揚錨機		○	○			○	
	あさぎり型舵取機	S-60×2	○	○	○	○	○	
	むらさめ型舵取機		○	○	○		○	
	たかなみ型舵取機		○	○			○	
	あさぎり型 汚物処理装置（放流式、接触 酸化式）		○	○	○	○	○	

区分	機器名	型 式	募集する役務区分等					
			「技術管理」 及び 「技術支援(その1)」	「技術支援(その2)」				
				所属する警備区域(定係港)				
				横須賀	呉	佐世保	舞鶴	大湊
艦 船 の 部	ひゅうが型 可変ピッチプロペラ装置		○			○	○	
	ひゅうが型 空気圧縮機(主、非常用)		○			○	○	
	しょうなん型旋回式推進器		○	○				
	ひゅうが型ハロン消火装置		○			○	○	
	あきづき型冷暖房装置		○	○		○	○	
	ひゅうが型補助ボイラ	EO-400	○			○	○	
	たかなみ型 可変ピッチプロペラ		○	○	○			○
	たかなみ型内火艇揚収装置		○	○	○			○
	むらさめ型デッキクレーン		○	○	○	○		○

区分	機器名	型 式	募集する役務区分等					
			「技術管理」 及び 「技術支援(その1)」	「技術支援(その2)」				
				所属する警備区域(定係港)				
				横須賀	呉	佐世保	舞鶴	大湊
誘導武器の部	射撃指揮装置	2型-31C、2型-31E	○			○	○	○
		2型-31、2型-31-1、2型-31A-1、2型-31B、2型-31D、2型-31F	○	○	○	○		○
	高性能20mm機関砲	—	○	○	○	○	○	○
水中武器の部	高圧空気圧縮機	P-3003	○	○	○	○	○	○
	潜水艦用ソーナーシステム	ZQQ-7	○		○			
		ZQQ-7B	○	○	○			
	水中航走式機雷掃討具	S-10・1型	○	○		○		
	探信儀	OQS-5-2	○	○	○	○		○
	対潜情報処理装置	OYQ-103C	○			○		
	対潜情報処理装置	OYQ-103D-1	○	○				○
対潜情報処理装置	OYQ-103E	○		○			○	

区分	機器名	型 式	募集する役務区分等					
			「技術管理」 及び 「技術支援(その1)」	「技術支援(その2)」				
				所属する警備区域(定係港)				
				横須賀	呉	佐世保	舞鶴	大湊
通信電子の部	レーダ	OPS-39-Y	○	○	○			
		OPS-39B	○		○	○	○	○
		OPS-39C	○	○	○			
		OPS-39D	○	○		○		
		OPS-39E	○	○		○		
		OPS-39F	○	○		○		
		OPS-39G	○	○				
	通信監視制御装置	OSW-4	○		○			
		OSW-4-Y	○				○	
		OSW-4-1	○			○		
		OSW-4-5	○	○		○	○	
		OSW-4-6	○	○	○			
		OSW-4-7	○	○				
	電波探知妨害装置	NOLQ-2B	○			○	○	
無線機	ORC-39()	○	○	○	○	○	○	